

平成 26 年 8 月 27 日

各 位

名古屋市健康福祉局障害福祉部
障害者支援課長

同行援護従業者に係る資格要件の経過措置期間の延長について

日頃は本市の障害福祉行政にご協力いただき、御礼申し上げます。

さて、平成 26 年 7 月 8 日付で通知しております「同行援護従業者にかかる資格要件の経過措置終了について」において平成 26 年 9 月 30 日付けで経過措置が終了する旨をお知らせしているところですが、**平成 26 年 8 月 11 日付で厚生労働省より経過措置延長に関する意見の募集が示されました。**

当該改正の告示日は、9 月中旬の予定とされておりますが、既に廃止・休止届を提出された事業者におかれましては、経過措置が延長された場合に事業を継続するかどうかの意向を改めて確認させていただくこととしますので、下記のとおりご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

(1) 手続きについて

(一) 経過措置期間の延長を受けて同行援護事業の継続を希望される場合

⇒大変御手数ですが、別紙（取り下げ申立書）に必要事項を記載し代表者印を押印のうえ、**平成 26 年 9 月 19 日（金）までに**下記担当までご郵送願います。休止・廃止届出書を返戻いたします。

(二) 経過措置が延長された後でも、届出のとおり同行援護事業を休止・廃止する予定の場合。

⇒必要な手続きはありません。

(2) 「厚生労働大臣が定める者の一部改正に関する御意見の募集について」

別紙のとおり

(送付先・担当)

〒460-8508（住所不要）

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課
指定事業係 指定担当

電 話 972-3965

F A X 972-4149